

滝沢市国土強靱化地域計画



令和 2 年 5 月

(令和 8 年 3 月一部改訂)

岩手県 滝沢市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	-----	1 頁
1 計画策定の趣旨		
2 計画の位置付け		
3 地域防災計画との関係		
4 計画期間		
第2章 基本的な考え方	-----	2 頁
1 基本目標		
2 事前に備えるべき目標		
3 基本的な方針		
第3章 地域特性と想定するリスク	-----	4 頁
1 滝沢市の地域特性		
2 対象とする自然災害		
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
4 施策分野の設定		
第4章 脆弱性評価	-----	8 頁
1 脆弱性評価の考え方		
2 脆弱性評価の結果（概要）		
第5章 脆弱性評価に基づく対応方策	-----	12 頁
1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策		
2 施策分野ごとの対応方策		
3 重点施策		
4 計画の推進と進捗管理		
5 計画に基づき実施する事業		
資 料	-----	37 頁
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価		

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市は、令和 6 年度を初年度とする「第 2 次滝沢市総合計画」を策定し、「やさしさに包まれた滝沢」の実現を目指した取組を進めることとしています。

また、「滝沢市人口ビジョン」、「第 3 期滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第 2 次滝沢市総合計画」の施策を基本とし、人口減少対策として「自分らしい子育ての実現」、「定住、転入を促す」、「市への愛着の醸成と若者が活躍できる」、「高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす」ための取組を総合計画と一体となり進めることとしています。

そのような中、わが国では、平成 23 年 3 月に発災した東日本大震災や毎年発生する大雨災害など、「想定外」ともいえる大規模自然災害による被害が発生しているのが現状です。

このことから、国の「国土強靱化基本計画」及び岩手県の「岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図るとともに、近隣市町との連携を強化しながら大規模自然災害が発生しても「やさしさに包まれた滝沢」の実現に向けた取組が停滞することのない「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な「滝沢市」の構築するため「滝沢市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づき策定するものです。市の施策展開が大規模自然災害によって停滞しない、また、早期に再建するための本市における国土強靱に関する指針として、第 2 次滝沢市総合計画及び同計画を踏まえ策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略と整合・調和を図り策定したものです。

3 地域防災計画との関係

本市の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく「滝沢市地域防災計画」があり、風水害、地震災害、火山災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められています。

一方、「滝沢市国土強靱化地域計画」は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク軽減のための、行政機能や地域社会、地域経済など、市全体の強靱化に関する総合的な指針となります。

4 計画期間

国のガイドラインを踏まえ、市の最上位計画である第 2 次滝沢市総合計画との整合性を図るため、計画期間を策定時から令和 13 年度までとします。

第2章 基本的な考え方

本市における強靱化を推進する上での、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を、国の国土強靱化基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、次のように定めます。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 最大限人命の保護を図る
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 最大限人命の保護を図る
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行えるように備える
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する
- (4) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない
- (6) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧等に資する大規模自然災害等に備えた本市全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 滝沢市強靱化に向けた取組姿勢

- ・短期的な視点によらず、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- ・災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持ちます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクから市民及び訪問者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の特性に合ったハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力など役割を分担して取り組

みます。

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する市民の需要の変化等を踏まえ、資金の効率的使用により施策を推進します。
- ・国、県の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

(4) 滝沢市の特性に応じた施策の推進

- ・第2次滝沢市総合計画及び第3期滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講じます。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 地域特性と想定するリスク

1 滝沢市の地域特性

(1) 位置・面積

滝沢市は、盛岡市の北西部に位置し、行政区域の規模は、東西約14km、南北約20km、総面積182.46㎢となっています。

(2) 地形

北西部に秀峰岩手山(2,038m)を抱き、諸葛川、木賊川や巢子川など複数の河川があり、市内の土砂災害警戒区域等は58箇所となっています。

鉄道として、JR東日本田沢湖線が市の南部を横断し、市の東部にはIGRいわて銀河鉄道線が縦断しています。

また、東北縦貫自動車道が市の中央部を縦断しており、滝沢ICや滝沢中央スマートICが設置されています。主要地方道盛岡環状線は、滝沢市内を南北に縦断し、国道4号、国道282号及び国道46号と連結し、県北地域や青森・秋田鹿角方面と国道46号を経由して秋田方面とを結ぶ物流等の主要幹線道路となっており、日交通量で約2万台の車両が行き交い、大型車の混入率が約20%で県内においても高い区間の1つとなっています。

(3) 気候

滝沢市は、県の内陸部中央に位置し、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候を呈し、年間降水量は約1,600mmであり、岩手山のある北西部など深雪地帯も含まれています。また、地域によっては気象状況が大きく異なることも特徴です。

(4) 人口

滝沢市の人口(住民基本台帳人口)は、令和3年9月の55,669人をピークとして減少傾向にあります。

また、高齢化率も増加を続け令和7年12月末に28.73%となっています。

滝沢市人口ビジョンでは、令和32年(2050年)に人口50,000人を維持することを目標に、人口減少の対策を自然減・社会減の両面から効果的に推進するため、「自分らしい子育ての実現」、「定住、転入を促す」、「市への愛着の醸成と若者が活躍できる」、「高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らす」取組を進めることとしています。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、滝沢市で発生しうる大規模自然災害として、地震、火山噴火、風水害、土砂災害・豪雨災害、雪害とし、過去の災害を踏まえ、想定される規模・被害状況を設定します。

	自然災害	過去の主な災害から想定される規模・被害状況等 〔発生日〕（規模）〔被害状況〕
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震<東日本大震災>〔平成23年3月11日〕 (M9.0 最大震度7) 〔住家・非住家損壊207件、大規模停電、燃料供給停滞〕
(2)	火山噴火	岩手山における ・山体崩壊〔約6,000年前〕(大規模な山体崩壊) ・水蒸気爆発(水蒸気噴火)〔約3,200年前〕(噴出量1,000万m ³) ・山頂噴火〔1686年(貞享3年)〕(噴出量8,500万m ³) 〔火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等〕
(3)	風水害 土砂災害 豪雨災害	台風第19号〔令和元年10月〕 期間最大雨量122mm 最大瞬間風速24.8m/s 大雨災害〔令和5年8月〕(土砂災害警戒情報、大雨・洪水警報) 1時間最大雨量63.0mm 期間最大雨量77.5mm 〔床下浸水2棟〕 大雨災害〔令和6年7月〕(土砂災害警戒情報、大雨・洪水警報) 1時間最大雨量44.0mm 期間最大雨量104mm 〔1世帯2名孤立(道路通行止)、停電約180戸〕 大雨災害〔令和7年8月〕(土砂災害警戒情報、大雨・洪水警報) 1時間最大雨量29.0mm 期間最大雨量163.5mm 〔停電約900戸〕
(4)	雪害	大雪災害〔平成17年度〕 (降雪深 35cm/日 146cm/月)

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「第2章 基本的な考え方 2 事前に備えるべき目標」で設定した6つの目標ごとに、本市の地域特性を踏まえ、以下の18項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

＜事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態＞

目標1	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、最大限人命の保護を図る
1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行えるように備える
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地における感染症等の大規模発生
目標3	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
4-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止、上下水道等の長時間にわたる供給停止
4-2	地域交通ネットワークの停止
目標5	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない
5-1	市街地での大規模火災の発生
5-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
5-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標6	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する
6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

本計画では、後述する脆弱性評価結果を踏まえ、具体的な対応方策を進めるため次のとおり4つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

(1) 個別施策分野

- ア 行政機能
- イ 市民生活
- ウ 産業・経済
- エ 社会基盤

(2) 横断的分野

- ア 共創（市民参画）
- イ 老朽化対策

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、第2次滝沢市総合計画で取り組む施策等について、取組状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行っています。

また、縦軸を起きてはならない最悪の事態、横軸を4つの個別施策分野と2つの横断的分野とし、分野ごとに整理を行いました。

2 脆弱性評価の結果（概要）

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価は「資料」（37ページ）のとおりです。なお、評価結果全体及び6つの目標毎の評価結果の概要は次のとおりです。

（1）全体事項

ア ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から市民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などソフト対策を組み合わせることが必要です。

イ 代替手段等の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではありません。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達手段及び住民情報システムの整備など、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要です。

ウ 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要です。また、このためにも、様々な分野を担う人材育成を進めることが必要です。

エ 心のよりどころとなる伝統文化の維持

本市には、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されています。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要です。

(2) 目標ごとの脆弱性評価結果

目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、最大限人命の保護を図る

- 建物の耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。
- 危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策を進める必要がある。
- 狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。
- 自主防災組織の支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。
- 自主防災組織連絡会議を活用し、地域人材のスキルアップを図るとともに、防災リーダーの養成講座を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。
- 防災マップの活用を図り、危険個所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。
- 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、大規模災害を想定した防災訓練等に取り組む必要がある。
- 河川改修事業の早期完了を推進するとともに、増水による浸水想定区域について、雨量・推移などの情報提供により、被害の低減を図る必要がある。
- 計画的な道路除雪により冬期の交通確保を図るとともに、市民との協力体制を構築するなど除排雪体制の強化が必要である。
- 公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき公共施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- 学校・家庭・地域等が連携した防災教育の充実を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を定期的に更新する必要がある。

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行えるように備える

- 消防機関との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- 常備消防の体制・装備資機材の充実強化を図るとともに、消防団等との連携により大規模災害に対応できる組織づくりに取り組む必要がある。
- 自治体間の連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。
- 計画的な道路整備を進めるとともに、構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮する
- 今後も計画的な道路改良・橋梁整備を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を軽減する交通ネットワークを構築する必要がある。
- 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、大規模災害を想定した防災訓練等に取り組む必要がある。

- 消防団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。
- 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の軽減を図る必要がある。
- 他自治体等との広域連携及び民間事業者等と連携し、災害廃棄物やし尿処理の処理体制を整え、感染症等の発生を抑制し、衛生環境の確保を図る必要がある。
- 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、市民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。
- 民間事業者等との物資調達協定の締結や、観光客などの来訪者の避難対応に関する協定の締結など災害時の連携体制を構築する必要がある。

目標 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

- 庁舎等の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の強化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。
- 災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画の見直しを随時行う必要がある。
- 市民データについては、ガバメントクラウド上でのシステム運用により災害時のデータ復旧体制は確保されたが、今後避難場所等での行政データ利用環境の確保等について強化していく必要がある。
- 各種行政文書を含む行政データ全体についても、市民データと同様にクラウド上での運用・保存と避難場所等での行政データ利用環境の確保等について強化する必要がある。

目標 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

- 情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、情報通信施設が停止した場合を想定した被災情報の収集体制を構築する必要がある。
- 企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。
- 再生可能エネルギーは、災害時に自律的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。
- 女性や高齢者、障がい者が活躍できる、既存の就業形態にとらわれない雇用の創出により企業等が災害時に対応できる人員体制を確保する必要がある。
- 面積が広く、集落が点在しているため、路線バス事業者だけに限定せず、タクシー、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備が必要である。
- 上下水道施設の老朽化及び長寿命化に係る適切な整備を図る必要があるとともに、耐震化を考慮した改築・更新を進める必要がある。また、水源の確保に取り組む必要がある。

目標 5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

- 消防団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。(目標 2 から再掲)
- 狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。(目標 1 から再掲)
- 自主防災組織の支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。(目標 1 から再掲)
- 農林業の後継者の確保・育成や、担い手への農地集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。
- 観光や文化の面から農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上により、農地や森林資源の維持を図ることが必要である。

目標 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

- 大量に発生することが予想される災害廃棄物を迅速に処理する災害廃棄物処理方針は定まっており、今後関係機関とも連携して処理体制を構築することが必要である。
- 社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興にかかる被災者の需要を調整しながら、早期に地域社会や経済が再建できる体制を構築する必要がある。
- 平時から、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設、小学校等の連携を強化して、災害時においても保護者が気軽に相談できる体制整備が必要である。
- 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツ等の振興により、災害時に必要となる人のつながりを平時から築く必要がある。
- 本市の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域に貢献する人材の育成を図る必要がある。
- 市民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。
- 事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章の2で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態ごとに対応方策を次のとおりとします。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、最大限人命の保護を図る

(1)【1-1】地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害含む）

①公立学校の耐震化

校舎、屋内運動場の構造部の耐震化は完了しており、避難所としての機能確保・強化を図る。

②住宅の耐震化

住宅の耐震化を進める。（住宅・建築物安全ストック形成事業）

②空き家対策の推進

危険な空き家の解体の促進、発生の抑止に努める。

③社会教育施設の耐震化

文化施設、スポーツ施設等の耐震化を進める。

④社会福祉施設の災害対策強化

児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備の整備を進める。

⑤地域支援体制の強化

福祉避難所の体制整備を進める。

⑥都市機能強化

狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

⑦都市公園の防災機能強化

- ・適切な維持管理に努める。（公園施設長寿命化対策支援事業）
- ・誘導標識等の整備を進める。

⑧電柱等の倒壊防止

- ・電線類地中化の検討を進める。
- ・既存電柱の倒壊防災対策を進める。

⑨避難行動要支援者名簿の更新

定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

⑩自主防災組織の育成・強化

- ・自主防災組織の支援に取り組む。
- ・防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う。

⑪コミュニティセンター等の防災機能強化

- ・適切な維持管理に努める。

- ・支援制度を活用し機能強化を図る。

⑫市営住宅の適切な管理

- ・適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。(公営住宅等整備事業)
- ・市全体の住宅対策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

⑬道路・橋梁等の適切な管理

計画的な維持修繕や改修を進める。

(2)【1-2】異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①防災マップの活用

防災マップの活用を図り、危険個所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

②農地整備の促進

農地整備を促進する。

③下水道事業計画(雨水)に基づく排水路整備

計画的に整備を促進する。

④河川改修・適切な管理による治水対策

- ・河川整備を促進する。
- ・雨量・水位などの情報提供及び監視体制の強化により被害の軽減を図る。
- ・計画的な維持修繕や改修を進める。

⑤下水道施設の適切な管理

適切な維持管理に努め、岩手県及び岩手県北上川上流流域下水道事務所との連携を図る。

⑥し尿処理対策

し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

⑦災害廃棄物処理対策

他自治体等との広域連携及び関係機関等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

(3)【1-3】大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

①防災マップの活用(※1-2から再掲)

防災マップの活用を図り、危険個所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

②治山事業の促進

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山、地すべり防災などの事業を促進する。

③砂防施設の整備等による土砂災害対策

- ・土砂災害対策施設の整備
- ・土砂災害警戒区域等を市民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、土砂災害警戒区域等の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。

④ 公共施設の管理

- ・土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設等総合管理計画個別施設計画に盛り込む。
- ・国土強靱化計画との整合性を図る。

(4) 【1-4】 暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

① 関係機関との連携強化

- ・関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。

② 除雪体制の強化

市民との協力体制を構築するなど、体制強化を図る。

③ 交通対策の強化

交通機能と市民生活を維持するための取組を進める。

④ 連絡体制の強化

孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

(5) 【1-5】 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 多様な情報伝達手段の確保

防災行政無線だけでは限界がある情報伝達手段について、多様な情報伝達手段の確保を図る。

② 防災リーダー等地域人材の養成

- ・自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

③ 防災教育の推進

学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める。

④ 避難困難者への対応強化

高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

⑤ 地域情報化の推進

- ・光ケーブルの維持管理を行い、インターネット通信を確保する。
- ・地域情報アプリ、地域SNSを活用し情報の発信を図る。

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行えるように備える

(1) 【2-1】 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 災害時応援協定等の締結

連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。

② 避難所の備蓄・設備強化

備蓄食料や小型発電機等を計画的に配備する。

③物資調達協定等の締結

社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

④幹線道路整備の促進

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

⑤避難訓練の実施

防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

⑥上下水道の適切な管理

適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める。

(2)【2-2】多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①連絡体制の強化（※1-4から再掲）

孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

②道路ネットワークの構築

- ・計画的な改良を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

③ヘリ発着所の確保

ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。

④移住・定住の促進

若年層の移住・定住促進を図り、地域コミュニティを維持する。

⑤避難行動要支援者名簿の更新（※1-1から再掲）

定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

⑥道路・橋梁等の適切な管理（※1-1から再掲）

計画的な維持管理や改修を進める。

(3)【2-3】自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①消防・救急体制の強化

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関等を含めた、消防・救急・救助の体制整備を図る。
- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

②地域防災力の強化

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

③医療・保健・福祉の連携強化

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

④広域医療体制の構築

岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入

れができるよう、体制の整備を図る。

⑤健康診査・指導体制の充実

健康診査受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める。

⑥性別に配慮した支援

- ・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実に努める。

⑦応急手当講習会等の開催

講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

⑧都市機能寸断時のバックアップ体制構築

電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

⑨交通ネットワークの形成

支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

⑩道路・橋梁等の適切な管理（※1-1から再掲）

計画的な維持管理や改修を進める。

（4）【2-4】被災地における感染症等の大規模発生

①保健師等による健康管理の強化

- ・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

②し尿処理対策（※1-2から再掲）

し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

③災害廃棄物処理対策（※1-2から再掲）

他自治体等との広域連携及び関係機関等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

（1）【3-1】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①庁舎の耐震化と機能強化

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点等としての機能強化を図る。

②業務継続計画の策定

重要業務を継続するため、業務継続計画を随時見直す必要がある。

③市民データ・行政データの保全

- ・市民データについてはガバメントクラウド上での安定的なシステム運用を継続するとともに、行政データ全体については、クラウド上へのデータ運用・保存への移行を検討する。
- ・災害時の避難場所等における市民データ・行政データ利用環境の確保等を図る。

④道路・橋梁等の適切な管理（※1-1から再掲）

計画的な維持管理や改修を進める。

目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

(1)【4-1】電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止、上下水道等の長時間にわたる供給停止

①情報の収集・伝達手段の確保・充実

- ・情報提供体制の充実を図る。
- ・防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

②民間企業等における事業継続計画の普及

制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

③再生可能エネルギーの導入促進

施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

④労働力の確保と人材育成

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。

⑤社会福祉施設の災害対策強化（※1-1から再掲）

児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備の整備を進める。

⑥上下水道の適切な管理

上下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改築・更新を進める。

(2)【4-2】地域交通ネットワークの停止

①公共交通体制の強化

路線バス事業者だけに限定せず、タクシー、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

②交通ネットワークの形成（※2-3から再掲）

支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

③地域コミュニティの再構築

人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

④道路・橋梁等の適切な管理（※1-1から再掲）

計画的な維持管理や改修を進める。

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

(1)【5-1】市街地での大規模火災の発生

①地域防災力の強化（※2-3から再掲）

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

②空き家対策の推進（※1-1から再掲）

危険な空き家の解体の促進、発生の抑止に努める。

③都市機能強化（※1-1から再掲）

狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

④自主防災組織の育成・強化（※1-1から再掲）

- ・自主防災組織の支援に取り組む。
- ・防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う。

(2)【5-2】沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①空き家対策の推進（※1-1から再掲）

危険な空き家の解体の促進、発生の抑止に努める。

②都市機能強化（※1-1から再掲）

狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

③道路・橋梁等の適切な管理（※1-1から再掲）

計画的な維持管理や改修を進める。

(3)【5-3】農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①後継者等の育成

- ・後継者の確保・育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

②農地整備の促進（※1-2から再掲）

農地整備を促進する。

③治山事業の促進（※1-3から再掲）

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山、地すべり防災などの事業を促進する。

④地域の高付加価値化

観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が迅速に再建・回復する

(1)【6-1】災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理方針の実効性の確保

- ・滝沢市災害廃棄物処理方針に基づき、災害時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実効性を確保する。
- ・関係機関との連携を図り、処理体制の確保・強化に努める。

(2)【6-2】復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①ボランティア受入態勢の整備

社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

②子育て支援の充実

保育所、認定こども園、小学校等の連携を強化し、保護者が相談できる体制整備を図る。

③芸術文化の振興とスポーツの推進

芸術・文化・スポーツの振興を進める。

④豊かな心を育む教育の充実

- ・郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・地域に貢献する人材の育成を図る。

⑤労働力の確保と人材育成（※４－１から再掲）

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を促進する。

⑥後継者等の育成（※５－３から再掲）

- ・後継者の確保・育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

⑦民間企業等における事業継続計画の普及（※４－１から再掲）

制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

(3) 【6－3】地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①多様な情報伝達手段の確保

防災行政無線だけでは限界がある情報伝達手段について、多様な情報伝達手段の確保を図る。

②道路ネットワークの構築（※２－２から再掲）

- ・計画的な改良を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

③地域コミュニティの再構築（※４－２から再掲）

- ・人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

④防災リーダー等地域人材の養成（※１－５から再掲）

- ・自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

⑤地籍調査の実施

土地境界を明確にする地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

個別施策分野 1 <行政機能>

① 公立学校の耐震化

校舎、屋内運動場の構造部の耐震化は完了しており、避難所としての機能確保・強化を図る。

② 公共施設の管理

- ・土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設個別管理計画に盛り込む。
- ・廃止、撤去予定の施設は、危険個所とならないよう公共施設等総合管理計画個別施設計画で方針を明確化する。
- ・国土強靱化計画との整合性を図る。

③ 関係機関との連携強化

- ・関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。

④ 多様な情報伝達手段の確保

防災行政無線だけでは限界がある情報伝達手段について、多様な情報伝達手段の確保を図る。

⑤ 災害時応援協定等の締結

連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。

⑥ 地域防災力の強化

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

⑦ 医療体制の強化

- ・平常時より、地域災害医療・福祉支援ネットワーク会議を開催し、医療救護・福祉支援を迅速かつ適切に行う体制整備を図る。
- ・各医療機関との連携を図る。

⑧ 避難所の維持管理

避難所の計画的な維持修繕を行う。

⑨ 消防・救急体制の強化

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関を含めた、救急・救助の体制整備を図る。
- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

⑩ 医療・保健・福祉の連携強化

医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

⑪ 広域医療体制の構築

岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入れのための体制整備を図る。

⑫し尿処理体制の強化・連携

し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

⑬災害廃棄物処理体制の強化・連携

他自治体等との広域連携及び関係機関等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

⑭庁舎の耐震化と機能強化

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点等としての機能強化を図る。

⑮業務継続計画の策定

重要業務を継続するため、業務継続計画を随時見直す必要がある。

⑯市民データ・行政データの保全

- ・市民データ・行政データのガバメントクラウド上での適切なシステム運用
- ・災害時避難場所等での行政データ利用環境の確保等

⑰地籍調査の実施

土地境界を明確にする地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

個別施策分野 2 <市民生活>

①住宅の耐震化

住宅の耐震化を進める。(住宅・建築物安全ストック形成事業)

②空き家対策の推進

危険な空き家の解体の促進、発生を抑止に努める。

③社会教育施設の耐震化

文化施設、スポーツ施設等の耐震化を進める。

④社会福祉施設の災害対策強化

児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備の整備を進める。

⑤地域支援体制の強化

福祉避難所の体制整備を進める。

⑥防災マップの活用

地域における避難訓練の実施など、防災マップの活用を図る。

⑦避難所の備蓄・設備強化

備蓄食料や小型発電機等を計画的に配備する。

⑧連絡体制の強化

孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

⑨医療・保健・福祉の連携強化

医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

⑩健康診査・指導体制の充実（※行政機能より再掲）

健康診査受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める。

⑪性別に配慮した支援

- ・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実に努める。

⑫応急手当講習会等の開催

- ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

⑬保健師等による健康管理の強化

- ・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理の啓発に努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

⑭情報の収集・伝達手段の確保・充実

- ・情報提供体制の充実に努める。
- ・防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

⑮省エネルギー住宅の普及・推進

高気密高断熱の住宅整備の普及を図る。

⑯ボランティア受入態勢の整備

社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

⑰子育て支援の充実

保育所、認定こども園、小学校等の連携を強化し、保護者が相談できる体制整備を図る。

⑱芸術文化の振興とスポーツの推進

芸術・文化・スポーツの振興を進める。

個別施策分野 3 <産業・経済>

①農地整備の促進

農地整備を促進する。

②治山事業の推進

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

③物資調達協定等の締結

社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

④民間企業等における事業継続計画の普及

制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

⑤再生可能エネルギーの導入促進

施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

⑥後継者等の育成

- ・後継者の確保・育成を進める。

- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

個別施策分野 4 <社会基盤>

①都市機能強化

狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

②都市公園の防災機能強化

- ・適切な維持管理に努める。(公園施設長寿命化対策支援事業)
- ・誘導標識等の整備を進める。

③電柱等の倒壊防止

- ・電線類地中化の検討を進める。
- ・既存電柱の倒壊防止対策を進める。

④下水道事業計画(雨水)に基づく排水路整備

計画的な整備を進める。

⑤河川改修・適切な管理による治水対策

- ・河川整備を促進する。
- ・雨量・水位などの情報提供及び監視体制の強化により被害の軽減を図る。
- ・計画的な維持修繕や改修を進める。

⑥砂防施設の整備等による土砂災害対策

- ・土砂災害対策施設の整備
- ・土砂災害警戒区域等を市民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、土砂災害警戒区域等の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。

⑦除雪体制の強化

民間除雪業者等との連携を強化し、さらに市民との協力体制を構築するなど体制強化を図る。

⑧交通対策の強化

交通機能と市民生活を維持するための取組を進める。

⑨幹線道路整備の促進

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないように配慮し整備を進める。

⑩道路ネットワークの構築

- ・計画的な改良を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないように配慮し整備を進める。

⑪ヘリ発着所の確保

ヘリコプターによる救助の備え、発着場所の確保を進める。

⑫都市機能寸断時のバックアップ体制構築

電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

⑬交通ネットワークの形成

支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

⑭ 下水道施設の適切な管理

- ・適切な維持管理に努め、計画的な改築・更新を進める。
- ・岩手県及び岩手県北上川上流流域下水道事務所との連携を図る。

⑮ 公共交通体制の強化

路線バス事業者だけに限定せず、タクシー、貸切バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

⑯ 災害廃棄物処理方針の実効性の確保

- ・滝沢市災害廃棄物処理方針に基づき、運用体制の確認や情報共有に努め、災害時における迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実効性を確保する。
- ・連絡体制や動員体制について関係機関との連携を図り、災害廃棄物処理方針に基づく処理体制の確保・強化に努める。

横断的施策分野 1 < 共創（市民参画） >

① 避難行動要支援者名簿の更新

定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。

② 自主防災組織の育成・強化

- ・自主防災組織の支援に取り組む。
- ・防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う。

③ コミュニティセンター等の防災機能強化

- ・適切な維持管理に努める。
- ・支援制度を活用し機能強化を図る。

④ 連絡体制の強化（※市民生活より再掲）

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。

⑤ 防災リーダー等地域人材の養成

- ・自主防災組織連絡会議を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ研修を行うなど、地域の防災力向上を図る。

⑥ 防災教育の推進

学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める。

⑦ 避難困難者への対応強化

高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

⑧ 避難訓練の実施

防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

⑨ 移住・定住の促進

若年層の移住・定住を図り、地域コミュニティを維持する。

⑩ 社会福祉協議会との連携強化

支援に担い手となる社会福祉協議会と連携し、福祉体制を強化する。

⑪ 労働力の確保と人材育成

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。

⑫ 地域の高付加価値化

観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

⑬ 豊かな心を育む教育の充実

- ・ 郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・ 地域に貢献する人材の育成を図る。

⑭ 後継者等の育成（※産業・経済から再掲）

- ・ 後継者の確保・育成を進める。
- ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

⑮ 地域コミュニティの再構築

人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

横断的施策分野 2 <老朽化対策>

① 市営住宅の適切な管理

- ・ 適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。（公営住宅等整備事業）
- ・ 市全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

② 道路・橋梁等の適切な管理

計画的な維持管理や改修を進める。

③ 上下水道の適切な管理

上下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改築・更新を進める。

3 重点施策

1 及び 2 で示した強靱化の推進施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点化施策」として選定します。

なお、重点化施策については、第 2 次滝沢市総合計画と整合性を図るとともに、各指標から、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標を K P I（重要業績評価指標）として設定し進捗管理を行います。

（1）個別施策分野＜行政機能＞における重点化施策及び K P I

ア 災害対策本部を設置する庁舎機能の強化

大規模自然災害が発生した際に、災害対策の拠点となる市役所防災庁舎、滝沢総合公園体育館、ビッグルーフ滝沢、葉の木沢山活動センター等については、施設の耐震化及び非常用発電設備の整備は完了している。

一方で、行政組織が市内に分散しており、情報の一元化の面から、通信手段や集約体制の整備を進める必要がある。

このことから、拠点となる施設について、耐震化に加えライフラインの確保について検討を進めるとともに、情報収集・発信手段の多様化、集約体制の整備など、災害拠点としての機能強化を進める。

イ 市民等との連携による地域防災力の強化

各自治会等での自主防災組織の設立や防災訓練の実施など、市民自らが災害に備える体制づくりに取り組んでおり、防災に対する意識や災害への対応力は向上している。また、防災訓練を通じた、地域内の土砂災害警戒区域等の把握や避難経路・避難場所の確認など、行政と市民の連携体制の構築も図られてきた。

その一方で、人口減少や少子・高齢化により、地域防災の担い手となる消防団員が減少しており、特に、昼間に活動可能な消防団員を確保することが課題となっている。

このことから、引き続き自主防災組織の設立支援や防災リーダーの養成講座など、市全体で防災意識を高める取組を推進する。また、消防団員の確保に向けて、市民や企業の理解を進め入団しやすく活動しやすい社会・地域環境の整備に努める。

ウ 消防・救急体制の強化

消防団と常備消防については、日頃から連携した防災活動に取り組んでおり、火災をはじめ風水害、雪害の警戒・救助などに対し、迅速な対応がなされている。また、滝沢消防署庁舎新庁舎整備事業をはじめ、滝沢消防署滝沢北出張所庁舎及び防屯所の整備・改修も含め、常備消防と消防団の装備品等についても計画的に配備し、更新を行うなど、災害に備えた増強を図るよう努める。

しかし、多数の負傷者が発生する大規模自然災害においては、医療機関と連携・

協力し負傷者に対応することが求められる。

このことから、消防団と常備消防の連携強化に引き続き取り組むとともに、救急医療を担う医療機関との連携強化に努め、救助・救急体制の強化を図る。

エ 広域連携体制の構築

盛岡広域 8 市町における災害協定や遠隔自治体間との災害協定など、広範囲の被災に備えた相互応援体制の構築が進んでおり、また、岩手西北医師会をはじめとした医療関係機関、電力、ガス、工事業者、食品販売業者など、災害時の救急・医療やインフラ、食料・物資を確保するための協定も締結するなど、災害時に命を守る取組が進められている。

今後においても、他自治体や企業との災害時の医療・福祉の確保や食料・物資の調達などの協力関係を構築するなど、市民活動の広がり即した広域連携体制の構築について検討を進める。

オ 業務継続計画の策定と随時の見直し

業務継続計画は、災害により行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であり、非常時優先業務の実施を確保するものである。

このことから、本市では、地域防災計画と整合性を図りながら、本市の庁舎・職員等が被災し、行政資源の制約が伴う条件下において、非常時優先業務の実施を確保するための計画として滝沢市業務継続計画（災害編）を定めており、随時見直す必要がある。

K P I（重要業績評価指標）の推移及び目標値						
	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 9 年度	令和 1 3 年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
消防団員数	人	312 (R1)	301	286	300	315
自主防災組織結成自治会	%	96.8 (R1)	96.8	100	100	100
自治体連携の枠組み	件	3 (R1)	4	3	3	4
業務継続計画	策定 状況	策定済 (H30)	策定済	策定済	策定済	策定済

(2) 個別施策分野<市民生活>における重点化施策及びK P I

ア 建物等の耐震化の推進

一般住宅の耐震化については、その必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、耐震化率の向上に向けた取組を進めている。また、不特定多数が集まるビ

ッグループ滝沢や滝沢総合公園体育館等の社会教育施設についても耐震化を進めるとともに、施設の適切な管理のための改修を計画的に進めている。

しかしながら、一般住宅においては、経済的な費用負担が発生することから、特に高齢者世帯で耐震改修等が進んでいないのが現状である。

このことから、引き続き耐震化の必要性や支援制度の周知に努めるとともに、経済的に費用負担が困難な世帯等への支援制度について検討を進める。また、社会教育施設については、避難所となっている施設を中心に耐震化を進め、あわせて災害時の物資等の備蓄を進める。

イ 空き家対策の推進

市内空家等実態調査の結果を踏まえて策定した「滝沢市空家等対策計画」に基づき、所有者等に対し、法律に基づき適切な管理を促すとともに、解体を推進する支援策や、移住・定住や市内の住み替えに向けた空き家バンク制度の活用促進など、資産の有効活用に向けた取組を進める。

ウ 社会福祉施設の災害時対策等の推進

社会福祉施設では、火災、大雨、地震、停電、断水、防犯等のために必要な対策を講じているが、耐震化対策や自家発電設備等の災害時に有効な設備や機器を備えていない施設もある。このことから、避難行動に時間を要する者が多く利用する施設に対して、災害発生時に有効な設備や機器の導入に向けた支援等の取組を進める。

エ 医療・保健・福祉の連携強化

市が行う保健事業については、岩手西北医師会等と連携しながら施策・事業に取り組むなど、すでに一定の協力関係が構築されている。また、避難行動要支援者の個別計画策定など、関係機関での連携や情報共有が進められている。

しかし、大規模災害時には、複数ヵ所で不特定多数の被害が発生することに加え、福祉サービスを受けながら地域社会で暮らしている市民や、市外からの来訪者などへの対応も必要になる。

このことから、関係機関の連携体制を「災害」という観点から、再度見直すとともに、消防・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、被災時には医療や福祉の資源を総動員できる地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

オ 健康診査・指導体制の充実

病気の早期予防等については、健康管理システムにより、検診結果をデータ化し必要な保健指導を行うなど、早期発見や重症化・慢性化を抑制する取組を進めている。

しかし、受診率が低く潜在的な疾病リスクを抱えている市民の早期発見や、疾病予防、重症化予防に結びついていないのが現状であり、避難生活が長期にわたる場合には、環境の変化による発症リスクも想定される。

このことから、地域や企業の協力により、引き続き受診率の向上に取り組むとと

もに、備蓄された検診データの活用により疾病リスクを有する市民に対する指導体制の充実を図る。

カ 子育て相談体制の充実

子育て支援については、保育料や医療費など保護者の経済的負担に対する支援を行うとともに子育て中の保護者に対し、相談員を配置するなど育児や家庭についての相談体制の充実を図ってきた。

しかし、被災や避難生活などにより生活環境が変化し、新たなストレスが発生することで、心身に不調をきたすことも想定される。また、就業等環境の変化による保護者へのストレスが、子どもに向けられることによる虐待等も想定される。

このことから、従来の相談体制に加え、保育所、認定こども園の保育士等や小学校の教職員等との連携を強化し、保護者が被災時に相談できる体制充実に向けた検討を進める。

キ 児童福祉施設の整備・支援の充実

共働き世帯の増加等により、就学前教育・保育施設や小学生が放課後に安心して過ごせる場所の環境改善や充実が求められている。保護者が子育てしやすい環境の構築やこどもたちの健全な育成を図るため、滝沢市公共施設等総合管理計画に基づく耐震化や長寿命化の実施、狭隘化や老朽化等の課題への対応を含む施設整備の充実や民間事業者への支援を行う。

ク 情報の収集・伝達手段の確保・充実

災害時の情報伝達手段については、防災行政無線やインターネット、メール、スマートフォンアプリでのお知らせなど、行政・民間事業者の協力による体制が構築されており、市民の早期避難や災害状況の周知に役に立っているが、今後も多様な情報伝達手段の確保を図っていく必要がある。

また、災害情報の収集については、市民をはじめ、警察、消防団、土木、医療、福祉などの関係者からの提供となっており、被害の規模や緊急度を客観的に判断できないケースも散見され、その手段についても電話による口頭伝達であり、電話が利用できない場合は収集できる情報量が大幅に減少することも予想される。

このことから、電話回線切断など災害時に想定される状況に対応した情報収集体制の強化を図るとともに、収集した情報の客観的判断基準を関係機関で共有するなど、緊急度に応じ人的・物的資源を投入できる体制づくりを進める。

K P I（重要業績評価指標）の推移及び目標値						
	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4年度	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
木造住宅耐震診断戸数	戸	2 (R1)	0	3	3	3
空き家バンクによる賃貸売買 成約数(延べ)	戸	0 (R1)	6	10	24	40
特定健診受診率	%	48.1 (H30)	47.5	46.7	56.0	60.0
地域子ども・子育て支援拠点 数	箇所	4 (R1)	4	4	4	4
地域災害医療・福祉支援ネッ トワーク会議開催	回	0 (R1)	0	0	1	1

(3) 個別施策分野<産業・経済>における重点化施策及びK P I

ア 農地・山林整備の促進と後継者等の育成

農地や山林は農産物等の生産基盤であることに加え、洪水防止機能や土砂崩壊防止機能、土壌侵食（流出）防止機能、地下水涵養機能など、防災に対しても多面的な機能をもっており、本市においては農林畜産業の振興を図るため農地等の整備を進めている。

しかし、産業構造の変化や社会・経済状況の変化などの影響により、就業者の減少や高齢化が進んでおり、後継者の確保が難しい、あるいは、耕作放棄地が増加する、森林が荒廃するなど複合的な課題を抱えている。

このことから、引き続き農地・森林等の整備を促進するとともに、集落営農や法人化、新規就業者の受け入れなどを推進し、事業とともに資産を継承する取組を進める。また、各種支援制度により、後継者確保と事業経営の安定化に向けた取組を進める。

イ 民間企業等における事業継続計画の普及

事業継続計画（BCP）は、自然災害、大火災などの緊急事態が発生した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段を示す計画である。

しかし、市内の民間企業においては、補助等の採択要件となっているなど必要が生じた場合には策定するといったように、積極的に策定する動きが見られない。

このことから、経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、災害時に倒産や事業縮小を回避し、事業の継続・早期復旧するために、事業継続計画趣旨の普及・啓発を図る。

ウ 再生可能エネルギーの導入促進

国においては、東日本大震災等を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・

分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めている。

一方、本市の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進などは、地域内で生み出された価値を地域内で消費するといった、地域経済の好循環を促す視点から進められている。

このことから、引き続き経済的な視点からのエネルギー施策を推進するとともに、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型の地域づくりに向けた検討を進める。

K P I（重要業績評価指標）の推移及び目標値						
	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4年度	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
認定新規就農者数	人	9 (R1)	6	4	4	4
集落営農組織・農業法人数	組織	11 (R1)	2	5	5	5
公共施設再生可能エネルギー等施設導入数	施設	4 (R1)	4	4	4	4

(4) 個別施策分野<社会基盤>における重点化施策及びK P I

ア 道路整備の促進

市道の整備・改修については、生活環境の向上や安全性の確保、防災性の向上など、生活に身近な道路整備を計画的に進めている。また、市民協働による道路の整備にも取り組んでいる。

一方、通学路への歩道設置や局所的な拡幅・改修など、市民からはいまだに多くの要望が寄せられているのが現状である。

このことから、災害発生時の避難路・輸送路という視点を踏まえ、国・県道や幹線市道についても計画的な整備を促進するとともに、交通安全施設などの工作物や電柱などが、災害時に交通を遮断しないよう配慮しながら道路の整備に関するプログラム等に基づき道路整備を促進する。

イ 除雪体制の強化

幹線道路においては民間事業者への委託等により除雪体制の整備が図られている。また、各自治会等への除雪機の貸与、あるいは、除雪燃料の支援など市民の協力による除雪体制の整備も進んでいる。

しかし、50cmを超える降雪量があった場合は、生活に身近な道路を中心に通行不能になることも散見される。また、地域によっては、高齢者世帯の宅地内の除排雪ができないケースも見られるなど、地域の特性を踏まえた体制整備が求められている。

このことから、これまで以上に民間業者等との連携を強化するとともに、地域住民の協力による除排雪体制の強化を進める。

ウ 交通ネットワークの形成と公共交通体制の強化

災害時に国道・県道・市道が果たす役割について、道路管理者間で情報共有を図るなど、人と物資を輸送できる体制整備に向けた取組を推進し、災害時の輸送についてバス事業者と協定を締結するなど、災害に備えた体制づくりが進んでいる。

しかし、周辺部は集落が点在し、移動手段が自家用車に限られている、あるいは、集落までのアクセス道路が一つしかない地区があるなど、大規模災害時に人と物資を輸送するための仕組みが整備されていないのが現状である。

このことから、各道路管理者と市民や民間事業者が協力し、公共交通体制の強化や支援ルート確保に向けた交通ネットワークの形成など、避難・支援両面から交通体系整備に努める。

エ 河川整備・砂防施設整備の促進

洪水災害や土砂災害に対する安全度の向上を図るため、河川整備・砂防施設整備及び適正な維持管理を推進する。

オ 雨水排水施設整備の促進

大雨による内水被害に対する安全度の向上を図るため、雨水排水施設整備及び適正な維持管理を推進する。

K P I（重要業績評価指標）の推移及び目標値						
	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4年度	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
市道改良済延長	m	1,100 (H30)	1,155	780	790	800
市道舗装補修	m	1,400 (H30)	1,138	1,192	1,200	1,300
市民協働道路整備地区	箇所	1 (H30)	3	2	2	2
橋梁補修	橋	1 (H30)	2	1	1	1
除雪機械更新台数	台	1 (R1)	1	1	1	1
小型除雪機械保有台数	台	49 (R1)	52	54	55	55
河川整備（準用河川仁沢瀬川 改修事業）【進捗率】	%	10.7 (R1)	12.1	15.6	18.8	24.0
砂防施設整備	箇所	4 (R1)	4	4	7	8
河道・排水路浚渫	河川	0 (R1)	2	4	7	11
雨水排水施設整備（大釜地区 浸水対策事業）【改修率】	%	0 (H30)	5.7	13.5	24.4	39.6

(5) 横断的施策分野<共創（市民参画）>における重点化施策及びK P I

ア 防災意識の向上と知識の普及啓発の推進

各自治会等において、自主防災組織の設立に取り組んでおり、令和8年2月での結成率は100%となっており、市民の防災意識も高まっている。また、これまで各種研修により、災害に対する知識の普及も進んでいる。

一方、地域の防災活動への若年層の参加が少ないなど、地域や年齢によって防災意識が低い傾向もみられる。

このことから、引き続き自主防災組織への支援を継続するとともに、地域の消防団との連携強化や装備品の充実等に取り組むことで、市民の防災意識の向上と防災知識の普及・啓発を進める。

イ 防災教育の推進

東日本大震災など大規模自然災害を契機に防災教育の重要性が認識され、全国各地において児童・生徒の安全意識を高める教育が進められており、本市においても、各小中学校で被災地の訪問や避難訓練などに取り組んでいる。また、災害復興の大きな力となる、郷土に対する愛着と誇りを育む教育も進められている。

一方、災害は児童・生徒の在学時間に発生するとは限らず、また、被災後は教員に加え、地域住民の協力により子どもたちの生活を支える必要があり、学校・家庭・地域が連携した取組が求められている。

このことから、学校・家庭・地域が一体となって防災教育を推進するとともに、再建の力となる郷土に対する「愛着」と「誇り」を育むために、引き続き本市の歴史や文化、人物、産業などを学ぶ教育を推進する。

ウ 地域資源の連携による付加価値の向上

本市は、IT企業の集積と優秀な地域人材をはじめ特徴ある産業や伝統文化など、生活の中で培われてきた多くの魅力を有した人材が存在しており、地域人材の人的なつながりは災害時に大きな発揮をする。

しかし、現状、行政を中心とする一方的な情報発信となっていたことから、交流機会の増加に結びついていないのが現状である。

このことから、農林業、歴史、文化、生活様式などの地域資源の連携により、地域全体の価値の向上を図り「滝沢を知ってもらう・滝沢にきてもらう」人的なつながりを深める交流を推進する。

エ 労働力の確保と人材育成

第一次産業における後継者確保・事業承継については、各種支援制度により所得の向上と経営の安定化に取り組んでおり、商工業についても各種支援制度により、起業や事業拡大を目指す事業者を支援している。

しかし、市内の中小企業者、あるいは、個人事業者の中には、継承者問題、消費

者の購買行動や流通経路の変化により、事業を廃止・縮小し、地域住民の生活維持が困難になるケースが見受けられる。また、製造業において求人企業と求職者のミスマッチが生じており、労働力の確保が問題となっている。

このことから、災害からの復興・再建のための経済活動を維持するために、引き続き起業や事業拡大を目指す事業者を支援するとともに、地域にある空き店舗等の未利用資産の有効活用を進め、企業と求職者等のマッチング機能の強化を図るとともに、女性や高齢者、障がい者の雇用を促進する取組を進める。

オ 持続可能な地域づくりの推進

人口減少や少子・高齢化が進む中、地域別計画の策定や地域づくり活動推進事業補助金などの制度により、地域活性化に向けた市民主体の取組を支援している。

しかし、人口減少等により、地域コミュニティの弱体化、あるいは、予算・職員など行政資源の減少といった影響が現れており、災害時に「共助」を担う地域コミュニティの再構築と民間と連携した公共サービスの提供を確保することが課題となっている。

このことから、複数自治会で人的不足を相互に補完する機能の強化を図るとともに、市民や民間事業者、金融機関等と連携し持続可能な地域づくりを推進する。

K P I（重要業績評価指標）の推移及び目標値						
	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4年度	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
消防団員数	人	312 (R1)	301	286	300	315
自主防災組織結成自治会	%	96.8 (R1)	96.8	100	100	100
観光客数	千人	417 (H30)	212	328	430	430
盛岡西リサーチパーク分譲率	%	100 (H30)	100	100	100	100
イノベーションセンター、 パークへの立地件数	件	19 (H30)	28	29	28	28

(6) 横断的施策分野<老朽化対策>における重点化施策及びK P I

ア 市営住宅の適切な管理

既存の住宅については、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

一方、建築年が古い建物が多いことから、突発的な修繕が必要になるケースも見られるなど、入居者の安全・安心確保が求められている。

このことから、引き続き適切な維持管理と計画的な改修に努めるとともに、市全体の住宅政策を踏まえ、適切な管理戸数、配置について検討を進める。

イ 道路・橋梁等の適切な管理

道路・橋梁等については、道路整備計画、舗装維持管理計画、道路修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

しかし、市道延長が500キロメートルを超えることから、一部の市道においては、災害が発生した際に、通行止めとなる可能性が高くなっている。

このことから、災害時の避難路や、支援する人員・物資の輸送路となる市道を中心に、適切な維持管理と改修を進めるとともに、防災の視点から長寿命化計画等を適宜変更し、計画的に改修を進める。

ウ 上下水道の適切な管理

上下水道施設については、長寿命化、耐震化計画等に基づき改築・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

しかし、大規模災害発生時には管路の破損、電力供給の長期間の断絶による施設・設備の停止などが想定され、特に、飲料水の供給停止は、避難生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

このことから、計画的に老朽化対策を進めるとともに、民間事業者との物資提供協定の締結や自治体間での災害応援協定の締結、様々なケースを想定した供給・処理体制の整備に努める。

	単位	令和元年度 (又は平成30年度)	令和 4年度	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
		(実績値)	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(目標値)
市営住宅管理戸数	戸	10 (H30)	10	10	10	10
市道舗装改修	m	1,400 (H30)	1,138	1,192	1,200	1,300
橋梁補修	橋	1 (H30)	3	2	2	2
水道普及率	%	97.0 (H30)	95.3	95.3	97.0	97.8
汚水処理人口普及率	%	68.1 (H30)	70.9	71.4	79.4	79.4
上水道管路の耐震化率	%	31.1 (H30)	35.7	36.7	38.4	39.8

4 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

市民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取組の進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

(2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはP D C Aサイクル（P L A N [計画策定]、D O [実行]、C H E C K [点検・評価]、A C T I O N [処置・改善]）により行います。

具体的には、毎年度策定する事業実績報告書により具体事業の進捗評価を行いつつ、計画期間の終了時には5つの個別施策分野及び2つの横断的施策分野ごとに設定したK P I 指標（重要業績評価指標）の推移を踏まえ進捗の検証を行います。

(3) 計画の見直し

本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や国・県の強靱化計画の変更等を踏まえ、この計画を変更する必要性が生じた場合には、計画期間内においても適宜見直しを行います。

5 計画に基づき実施する事業

本計画に基づいて実施する事業については、第2次滝沢市総合計画に基づいて毎年度策定する実行計画書兼事業説明書に掲載されている事業とします。

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

目標 1

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、最大限人命の保護を図る

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

【公立学校の耐震化】 <教育文化部門>

◇市内小中学校 13校は、校舎・屋内運動場とも構造部の耐震化が完了している。

⇒適切な維持管理に努めるとともに、避難所としての機能確保・強化を図る必要がある。

【住宅の耐震化】 <都市基盤部門>

◇住宅の耐震化率は86.4%となっているが、耐震診断・耐震改修の件数は横ばい状態である。

⇒耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【空き家対策の推進】 <都市基盤部門>

◇適切に管理されていない空家等が把握された。

⇒危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。

【社会教育施設の耐震化】 <教育文化部門>

◇滝沢総合公園体育館等体育施設の耐震化率は100%であり、避難所としての機能は維持している。

⇒引き続き、既存の施設の見直しや避難所としての機能確保・強化に努める必要がある。

【社会福祉施設の災害対策強化】 <健康こども部門・福祉部門>

◇児童、障害者、高齢者が利用する施設では、災害発生時に有効な非常用自家発電設備が整備されていないところもある。

⇒引き続き、災害発生時に有効な設備や機器の整備・導入の支援を行う必要がある。

【地域支援体制の強化】 <福祉部門>

◇心身に障がいを持つ人など何らかの特別な配慮が必要となる方が、被災後も安心して暮らせるための体制が整っていない。

⇒社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しており、今後も連携を強化するとともに、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【都市機能強化】 <都市基盤部門>

◇中心市街地の県道や住宅密集地の市道は、災害発生時において混雑を招き、避難等に支障をきたす。

⇒狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

【都市公園の防災機能強化】 <都市基盤部門>

◇市民の協力により維持管理されているが、誘導表示等が不足している。

⇒地域の避難場所となる都市公園については、引き続き、地域住民と協力しながら、適切な維持管理に努める必要がある。また、災害発生時には、居住区域以外の者も利用することから誘導標識等の整備を進める必要がある。

【電柱等の倒壊防止】 <都市基盤部門>

◇中心市街地の県道や住宅密集地の市道は、電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。

⇒事業者の協力を得ながら、電線類地中化の検討を進めるとともに、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

【避難行動要支援者名簿の更新】 <福祉部門>

◇災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿については作成・配布済である。

⇒名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。

【自主防災組織の育成・強化】 <市民環境部門>

◇自主防災組織の組織率は100%となっており、全国平均、県平均を上回っている。

⇒今後も自主防災組織の支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。

【コミュニティセンター等の防災機能強化】 <市民環境部門>

◇市民の協力により維持管理されているが、看板や防災備品が不足している。避難所の災害種別等を周知する看板については、順次設置している。

⇒地域の避難場所、指定避難所となっていることから、引き続き地域住民と協力しながら、適切な維持管理に努めるとともに、支援制度を活用しながら、機能強化を図る必要がある。

【市営住宅の適切な管理】 <都市基盤部門>

◇公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、適正に維持管理をしているが、今後改修が必要な施設が増加する傾向にある。

⇒適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。また、民間賃貸住宅の動向や空き家の利活用など、市全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理】 <都市基盤部門>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【防災マップの活用】 <市民環境部門>

◇市内の浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済である。
⇒防災マップの活用を図り、危険個所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

【農地整備の促進】 <経済産業部門>

◇耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。
⇒耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

【下水道事業計画（雨水）に基づく排水路整備】 <都市基盤部門>

◇豪雨等による浸水被害を軽減するために、側溝整備を進めているが、未整備箇所が残っている。
⇒今後も計画的に整備を促進し、浸水被害の低減を図る必要がある。

【県管理河川改修の促進】 <都市基盤部門>

◇県管理河川の改修が進められているが、事業完了まで長期間を要する。
⇒早期の事業完了を県に働きかけるとともに、雨量・水位などの情報提供により、被害の軽減を図る必要がある。

【準用河川改修の促進】 <都市基盤部門>

◇準用河川の改修が進められているが、事業完了まで長時間を要する。
⇒早期の事業完了に向けた事業促進を図るとともに、雨量・水位などの情報提供により、被害の軽減を図る。

【河川の適切な管理】 <都市基盤部門>

◇現状の把握に努め、必要な改修を進める。
⇒適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。

【下水道施設の整備】 <都市基盤部門>

◇下水道整備を行っているが、事業完了までには長時間を要する。
⇒市街化区域を中心に可能な範囲で事業を進めていくとともに、下水道施設の適切な維持管理及び改築・更新を図る必要がある。また、市街化調整区域については、合併処理浄化槽の普及を図る必要がある。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【防災マップの活用：1－2再掲】 <市民環境部門>

◇市内の土砂災害警戒区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済である。
⇒防災マップの活用を図り、危険個所を事前に把握した上で避難訓練を実施する必要がある。

【治山事業の促進】 <経済産業部門>

◇森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
⇒災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険個所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

【土砂災害警戒区域等の周知・解消】 <市民環境部門・都市基盤部門>

◇山間部を中心に急傾斜地が多く、土砂災害により死傷者が発生する可能性がある。

⇒防災マップにより土砂災害警戒区域等の周知と速やかな避難を図るとともに、適切な土地利用の誘導、土砂災害警戒区域等に対する対策と、解消に向けた対策工事などを進める必要がある。また、がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める必要がある。

【公共施設の管理】 ＜政策支援部門＞

- ◇公共施設の改修、更新については、防災マップの情報と照らし合わせて検討していく。
⇒土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設等総合管理計画個別施設計画に盛り込み国土強靱化計画との整合性を図る。

1-4 暴風雨（雪）及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【関係機関との連携強化】 ＜市民環境部門＞

- ◇道路管理者や電力会社などと、災害時の連携協定を締結するなど、被害低減に向けた取組を進めている。
⇒今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や自治会等との協力体制も整備する必要がある。

【除雪体制の強化】 ＜都市基盤部門＞

- ◇除雪機械を有する民間除雪事業者等と降雪時の除雪委託を締結し、速やかな除雪体制を整えている。
⇒降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、市民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間除雪事業者等との連携を強化することや、さらなる市民との協力体制を構築するなど、体制の強化が必要である。

【交通対策の強化】 ＜都市基盤部門＞

- ◇幹線道路については早期に交通が確保されるが、店舗や住宅が密集する中心部では、排雪が間に合わず、交通が麻痺するケースもある。
⇒空地を活用した排雪場所の確保など、交通機能と市民生活を維持するための取組を進める必要がある。

【連絡体制の強化】 ＜市民環境部門＞

- ◇交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落がある。
⇒孤立のおそれがある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【多様な情報伝達手段の確保】 ＜市民環境部門＞

- ◇情報伝達手段として防災行政無線が有効だが、防災行政無線だけでは限界があることから、多様な情報伝達手段の確保を図る。
⇒インターネット、メール、スマートフォンアプリでのお知らせなど、行政・民間事業者の協力による体制が構築されており、住民の早期避難や災害状況の周知に役立っているが、今後も多様な情報伝達手段の確保を図っていく必要がある。

- 【防災リーダー等地域人材の養成】 <市民環境部門>
- ◇東日本大震災を契機とし、市民による「自助」の力を高めるために、防災リーダーの養成を進めている。
- ⇒自主防災組織連絡協議会を活用しスキルアップを図るとともに、必要に応じて研修を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。
- 【防災教育の推進】 <教育文化部門>
- ◇各小中学校で避難訓練等を実施し、児童・生徒の防災意識の向上に努めている。
- ⇒学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。
- 【避難困難者への対応強化】 <福祉部門>
- ◇避難行動要支援者名簿に基づき、個別計画を作成して災害時の支援体制を整える必要がある。
- ⇒個別計画により支援体制を整え、災害発生時には、高齢者、障がい者、難病患者や外国人など避難困難者への対応を図ることが必要となる。

目標 2

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行えるように備える。

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 【災害時応援協定等の締結】 <市民環境部門>
- ◇県内市町村間の災害協定や遠隔自治体間との災害協定をはじめ、民間事業者等と物資提供協定を締結するなど連携強化を進めている。
- ⇒今後も連携強化に努めるとともに、敵的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。
- 【避難所の備蓄強化】 <市民環境部門>
- ◇非常用物資の備蓄・充実、ローリングストックを進めている。
- ⇒今後も非常用物資の備蓄を進めるとともに、指定避難所に物資を分配する必要がある。
- 【物資調達協定等の締結】 <市民環境部門>
- ◇非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。
- ⇒事業者との協議を行うなど、より一層連携を深めていく必要がある。
- 【幹線道路整備の促進】 <都市基盤部門>
- ◇市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が行われている。
- ⇒今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮して整備を進める必要がある。
- 【避難訓練の実施】 <市民環境部門>

◇市が行う防災訓練のほか、各自治会や各自主防災組織においても避難訓練等を実施するなど、日頃から災害に備えている。

⇒災害発生時は、市民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるために、防災訓練等に取り組む必要がある。

【上水道の適切な管理】 <都市基盤部門>

◇老朽化した送配水管等の耐震化を計画的に進めている。

⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水が無いよう配慮して改築・更新を進める必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【連絡体制の強化：1－4再掲】 <市民環境部門>

◇交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落がある。

⇒孤立のおそれがある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

【道路ネットワークの構築】 <都市基盤部門>

◇中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多い。

⇒今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

【ヘリ発着所の確保】 <市民環境部門>

◇山間部においては、小中学校の校庭など、ヘリコプターの発着ができる場所が少ない。

⇒道路が寸断された際の、ヘリコプターによる救助に備え、発着所の確保を進める必要がある。

【移住・定住の促進】 <経済産業部門>

◇人口減少等により、地域商工業者の事業継続が難しくなっている。

⇒移住・定住希望者への就業支援、住居支援等により移住・定住促進を図り、地域の商工業者を維持する必要がある。

【避難行動要支援者名簿の更新：1－1再掲】 <福祉部門>

◇災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿については作成・配布済である。

⇒名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <都市基盤部門>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のマヒ

【消防・救急体制の強化、地域防災力の強化】

＜市民環境部門＞

◇消防・救急業務は盛岡地区広域消防組合で行っており、日頃から消防団との連携を強化する取組を進めている。また、消防・救急車両をはじめとした資機材等についても計画的な更新を行っている。

⇒引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める必要がある。

◇少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒引き続き団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【医療・保健・福祉の連携強化】

＜健康こども部門・福祉部門＞

◇岩手西北医師会をはじめ、関係機関とはすでに協力・連携関係が構築されているが、避難行動要支援者に加え要介護者や来訪者への対応も必要になる。

⇒連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

【広域医療体制の構築】

＜健康こども部門・福祉部門＞

◇岩手県や県央保健所と連携を図り、全国からの派遣医療支援チームの迅速な受け入れができるよう、体制の整備を図る。

⇒滝沢市内の医療・保健・福祉の担当者による、地域災害医療・福祉支援ネットワーク会議の体制が必要である。

【健康診査・指導体制の充実】

＜健康こども部門＞

◇健康管理システムを活用し、個人の健康診査結果等に基づく健康指導を行っている。

⇒避難所等において、健康管理は特に重要となることから、健康診査受診率の向上を図り健康情報の把握に努めるとともに、適切な保健指導体制を確保する必要がある。

【性別に配慮した支援】

＜市民環境部門＞

◇避難生活による環境変化や役割の偏重などのストレスにより、心身に不調をきたすケースがある。

⇒日頃から、性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図る必要がある。

【交通ネットワークの形成】

＜都市基盤部門＞

◇鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。

⇒被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、市民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。

【自主防災組織の育成・強化：1－1再掲】

＜市民環境部門＞

◇自主防災組織の組織率は100%となっており、全国平均、県平均を上回っている。

⇒今後も自主防災組織の支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理】

＜都市基盤部門＞

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

2-4 被災地における感染症等の大規模発生

【保健師等による健康・管理の強化】 <健康こども部門>

◇生活環境の変化により、体調を崩す市民や持病の悪化に不安を抱く市民が見られる。

⇒医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の軽減を図る必要がある。

【汚水処理施設等の機能連携によるし尿処理の確保】 <都市基盤部門・市民環境部門>

◇排泄されるし尿の処理等に支障が無いよう、類似機能間での連携も必要となる。

⇒「公共下水道」及び「公共施設等の合併処理浄化槽」の機能維持、復旧により、被災・破損区域・施設の排水処理連携を行い、災害用マンホールトイレ等の活用により公衆衛生を確保する。

⇒し尿処理施設が被災した場合、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」に基づき、他地域のし尿処理施設に要請し、各家庭から排出されるし尿等を処理する必要がある。

⇒処理物の運搬等に必要不可欠な「し尿収集業者」との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る必要がある。

【他自治体等との広域連携等による災害廃棄物処理体制の確保】 <市民環境部門>

◇大量に発生する災害廃棄物の処理等に支障が生じないよう他自治体等との広域連携等が必要となる。

⇒災害廃棄物を迅速に処理するため、他自治体等との広域連携及び民間業者等との連携強化を図り、災害廃棄物の収集・運搬又は処分などの処理体制及び公衆衛生の確保を図る。

⇒ごみ処理施設が被災した場合、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書」に基づき、他自治体等のごみ処理施設に協力要請し、災害廃棄物を迅速に処理する必要がある。

⇒災害廃棄物の収集・運搬に必要不可欠な「廃棄物収集・運搬業者」と連携し、被災地での衛生環境の確保を図る必要がある。

目標 3

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【庁舎の耐震化と機能強化】 <政策支援部門>

◇災害時に防災拠点となる、市役所防災庁舎、滝沢総合公園体育館、ビッググループ滝沢等については耐震化済である。

⇒耐震化済の庁舎については、適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整

備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。

【業務継続計画の策定】 <政策支援部門>

◇重要業務を継続するための業務継続計画は策定済である。

⇒災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を随時見直す必要がある。

【市民データ・行政データの保全】 <政策支援部門>

◇市民の個人データ及び税関係データ等並びに行政データについては、適切にバックアップを確保している。

⇒自治体クラウドの運用により災害時に市民データ等を復旧する体制は構築されているが、災害時避難場所等での行政データ等の利用環境の確保等について強化していく必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <都市基盤部門>

◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。

⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

目標 4

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに早期復旧を図る

4-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止、上下水道等の長時間にわたる供給停止

【情報の収集・伝達手段の確保・充実】 <市民環境部門>

◇情報提供手段の確保については、計画的な取組を進めているが、収集手段についての検討・構築が遅れている。

⇒引き続き情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及】 <経済産業部門>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進】 <市民環境部門>

◇地域内で生産・消費できるエネルギー設備が少ない。

⇒再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。

【労働力の確保と人材育成】 <経済産業部門>

- ◇求職者と求人企業のアマッチングにより、企業の労働力確保が困難になっている。
 - ⇒企業と求職者のマッチング機能を高めるとともに、女性や高齢者、障がい者が活躍できる既存の就業形態にとらわれない雇用を推進する必要がある。
- 【社会福祉施設の災害対策強化：1－1再掲】 <健康こども部門・福祉部門>
- ◇児童、障害者、高齢者が利用する施設では、災害発生時に有効な非常用自家発電設備が整備されていないところもある。
 - ⇒引き続き、災害発生時に有効な設備や機器の整備・導入の支援を行う必要がある。
- 【上水道の適切な管理：2－1再掲】 <都市基盤部門>
- ◇老朽化して耐震性の送配水管等の耐震化を計画的に進めている。
 - ⇒今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水が無いよう配慮して改築・更新を進める必要がある。
- 【下水道における汚水処理の確保】 <都市基盤部門>
- ◇下水道事業経営戦略や下水道ストックマネジメント計画等に基づき、必要な改築・更新を進めている。
 - ⇒今後も適切な維持管理を行い、計画的な改築・更新を進めるとともに、岩手県及び岩手県北上川上流流域下水道事務所との連携を図る。

4-2 地域交通ネットワークの停止

- 【公共交通体制の強化】 <市民環境部門>
- ◇災害時の輸送について、行政だけでは限界があることから、民間事業者等と連携する必要がある。
 - ⇒路線バス事業者、タクシー業者、貸切バス事業者等と応援協定を締結するなど体制整備が必要である。
- 【交通ネットワークの形成：2－3再掲】 <都市基盤部門>
- ◇鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。
 - ⇒被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、市民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。
- 【地域コミュニティの再構築】 <市民環境部門>
- ◇人口減少や少子・高齢化により地域の復旧・復興に携わる人材確保が難しい。
 - ⇒共通の生活地域（小学校区）で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。
- 【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <都市基盤部門>
- ◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。
 - ⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

目標 5

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

5-1 市街地での大規模火災の発生

- 【消防・救急体制の強化、地域防災力の強化：2－3再掲】 <市民環境部門>
- ◇消防・救急業務は盛岡地区広域消防組合で行っており、日頃から消防団との連携を強化する取組を進めている。また、消防・救急車両をはじめとした資機材等についても計画的な更新を行っている。
- ⇒引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- ◇少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。
- ⇒引き続き団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。
- 【空き家対策の推進：1－1再掲】 <都市基盤部門>
- ◇適切に管理されていない空家等が把握された。
- ⇒危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。
- 【自主防災組織の育成・強化：1－1再掲】 <市民環境部門>
- ◇自主防災組織の組織率は100%となっており、全国平均、県平均を上回っている。
- ⇒今後も自主防災組織の支援に取り組むとともに、防災訓練や装備品の充実・強化の支援を行う必要がある。

5-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 【空き家対策の推進：1－1再掲】 <都市基盤部門>
- ◇適切に管理されていない空家等が把握された。
- ⇒危険な空き家の解体を促すとともに、危険な空き家の発生を未然に防ぐため、効果的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。
- 【都市機能強化】 <都市基盤部門>
- ◇中心市街地の県道や住宅密集地の市道は、災害発生時において混雑を招き、避難等に支障をきたす。
- ⇒狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。
- 【道路・橋梁等の適切な管理：1－1再掲】 <都市基盤部門>
- ◇道路整備計画、舗装維持管理計画、修繕管理計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、必要な改修を進めている。
- ⇒幹線道路を中心に、救助や救護活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 【後継者等の育成】 <経済産業部門>
- ◇農林畜産業等においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。
- ⇒国の支援制度等により、後継者の確保・育成を進めるとともに、農業委員会等と連携を図りながら担い手への集約化など災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。
- 【農地整備の促進：1－2再掲】 <経済産業部門>
- ◇耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。
- ⇒耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。
- 【治山事業の促進：1－3再掲】 <経済産業部門>
- ◇森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
- ⇒災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。
- 【地域の高付加価値化】 <経済産業部門>
- ◇企業連携や6次産業化の取組は、一部の個別経営体に限られている。
- ⇒観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図ることが必要である。

目標 6

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 【災害廃棄物処理方針の実効性の確保】 <市民環境部門>
- ◇災害廃棄物処理方針に基づき、災害時における災害廃棄物処理体制の実効性を確保する。
- ⇒滝沢市災害廃棄物処理方針が災害時に確実に機能するよう、関係機関との連携を図り、処理体制の確保・強化に努める必要がある。

6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 【ボランティア受入態勢の整備】 <福祉部門>
- ◇災害初期から再建までは、多くの人の協力が必要となるが、被災者の需要を調整する体制が脆弱である。
- ⇒社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興に係る被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める必要がある。
- 【子育て支援の充実】 <健康こども部門>

◇災害初期から再建までの期間においては、保護者が身近に相談できる場所や、子どもたちの遊びの場の提供等子育ての環境整備が求められる。

⇒被災者としての子育てという視点に立ったきめ細かいサービス提供のため、保育所や子育て支援センターをはじめとした保育事業施設の活用、小学校との連携、保育士等の資格を有したボランティアの活用等により保護者が気軽に相談でき、子どもたちが元気に遊ぶことができる環境を提供する必要がある。

【芸術文化の振興とスポーツの推進】 <教育文化部門>

◇災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。

⇒心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。

【豊かな心を育む教育の充実】 <教育文化部門>

◇郷土に対する愛着や誇り、地域に貢献する人材の育成が求められている。

⇒本市の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域に貢献する人材の育成を図る必要がある。

【労働力の確保と人材育成：4－1再掲】 <経済産業部門>

◇求職者と求人企業のアマッチングにより、企業の労働力確保が困難になっている。

⇒企業と求職者のマッチング機能を高めるとともに、女性や高齢者、障がい者が活躍できる既存の就業形態にとらわれない雇用を推進する必要がある。

【後継者等の育成：5－3再掲】 <経済産業部門>

◇農林畜産業等においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。

⇒国の支援制度等により、後継者の確保・育成を進めるとともに、農業委員会等と連携を図りながら担い手への集約化など災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及：4－1再掲】 <経済産業部門>

◇企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。

⇒制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【多様な情報伝達手段の確保：1－5再掲】 <市民環境部門>

◇情報伝達手段として防災行政無線が有効だが、防災行政無線だけでは限界があることから、多様な情報伝達手段の確保を図る。

⇒インターネット、メール、スマートフォンアプリでのお知らせなど、行政・民間事業者の協力による体制が構築されており、市民の早期避難や災害状況の周知に役立っているが、今後も多様な情報伝達手段の確保を図っていく必要がある。

【道路ネットワークの構築：2－2再掲】 <都市基盤部門>

◇中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多い。

⇒今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

【地域コミュニティの再構築：４－２再掲】

＜市民環境部門＞

◇人口減少や少子・高齢化により地域の復旧・復興に携わる人材確保が難しい。

⇒共通の生活地域（小学校区）で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。

【防災リーダー等地域人材の養成：１－５再掲】

＜市民環境部門＞

◇東日本大震災を契機とし、市民による「自助」の力を高めるために、防災リーダーの養成を進めている。

⇒自主防災組織連絡協議会を活用しスキルアップを図るとともに、必要に応じて研修を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。

【地籍調査の実施】

＜都市基盤部門＞

◇土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

⇒事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

滝沢市国土強靱化地域計画

令和2年5月策定

(令和8年3月一部改訂)

滝沢市企画総務部企画政策課

〒020-0692

滝沢市中鶴飼55

TEL 019-656-6561 FAX 019-684-1517

<http://www.city.takizawa.iwate.jp>
